

資 料

目

次

・ 所得の分類	1
・ 利子所得と配当所得の比較	2
・ 証券投資信託の種類	3
・ 証券投資信託の課税関係	5
・ 株式投資信託（公募型）に対する課税	6
・ 株式投資信託（公募型）に対する課税の経緯	7
・ 主要国の投資ファンドの収益分配金課税の概要	8
・ 概念図	9
・ 株式投資信託（私募型）に対する課税・特定株式投資信託に対する課税	10
・ 投資信託及び投資法人制度	11
・ 特定目的会社等に対する課税の概要	12
・ 株式投資信託と貯蓄優遇	13

○ 所得の分類

所得の分類	対 象	計 算 方 法
利 子 所 得	公社債や預貯金の利子、合同運用信託・公社債投資信託や公募公社債等運用投資信託の収益の分配	収入金額 = 所得金額
配 当 所 得	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）及び特定目的信託の収益の分配	収入金額 - { 株式などを取得するのための借入金の利子 }
不動産所得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得	収入金額 - 必要経費
事 業 所 得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得	収入金額 - 必要経費
給 与 所 得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与など	収入金額 - 給与所得控除額
退 職 所 得	退職手当、一時恩給、その他退職により一時に受ける給与など	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
山 林 所 得	所有期間5年超の山林の伐採又は譲渡による所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 (50万円)
譲 渡 所 得	資産の譲渡（建物等の所有を目的とする地上権の設定等を含む。）による所得	{ 収入金額 } - { 売却した資産の取得費・譲渡費用 } - { 特別控除額 (50万円) }
一 時 所 得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの	{ 収入金額 } - { 収入を得るために支出した費用 } - { 特別控除額 (50万円) }
雑 所 得	国民年金、厚生年金などの公的年金等 上記の所得のいずれにも当てはまらないもの	(公的年金等) 収入金額 - 公的年金等控除額 (公的年金等以外) 収入金額 - 必要経費

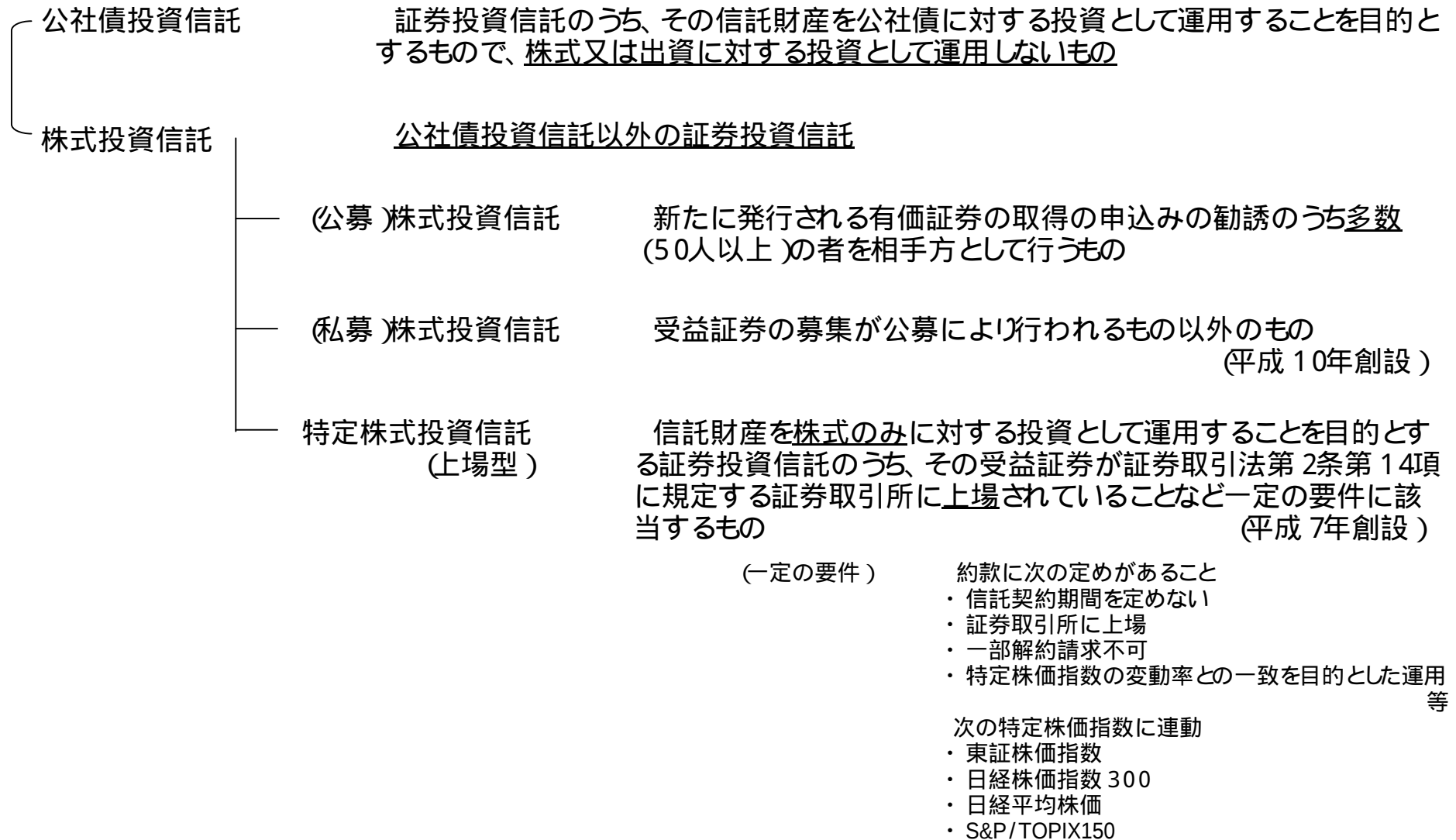
その所得の金額の計算上生じた損失の金額を、他の所得の金額から控除することができる所得は、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得である。

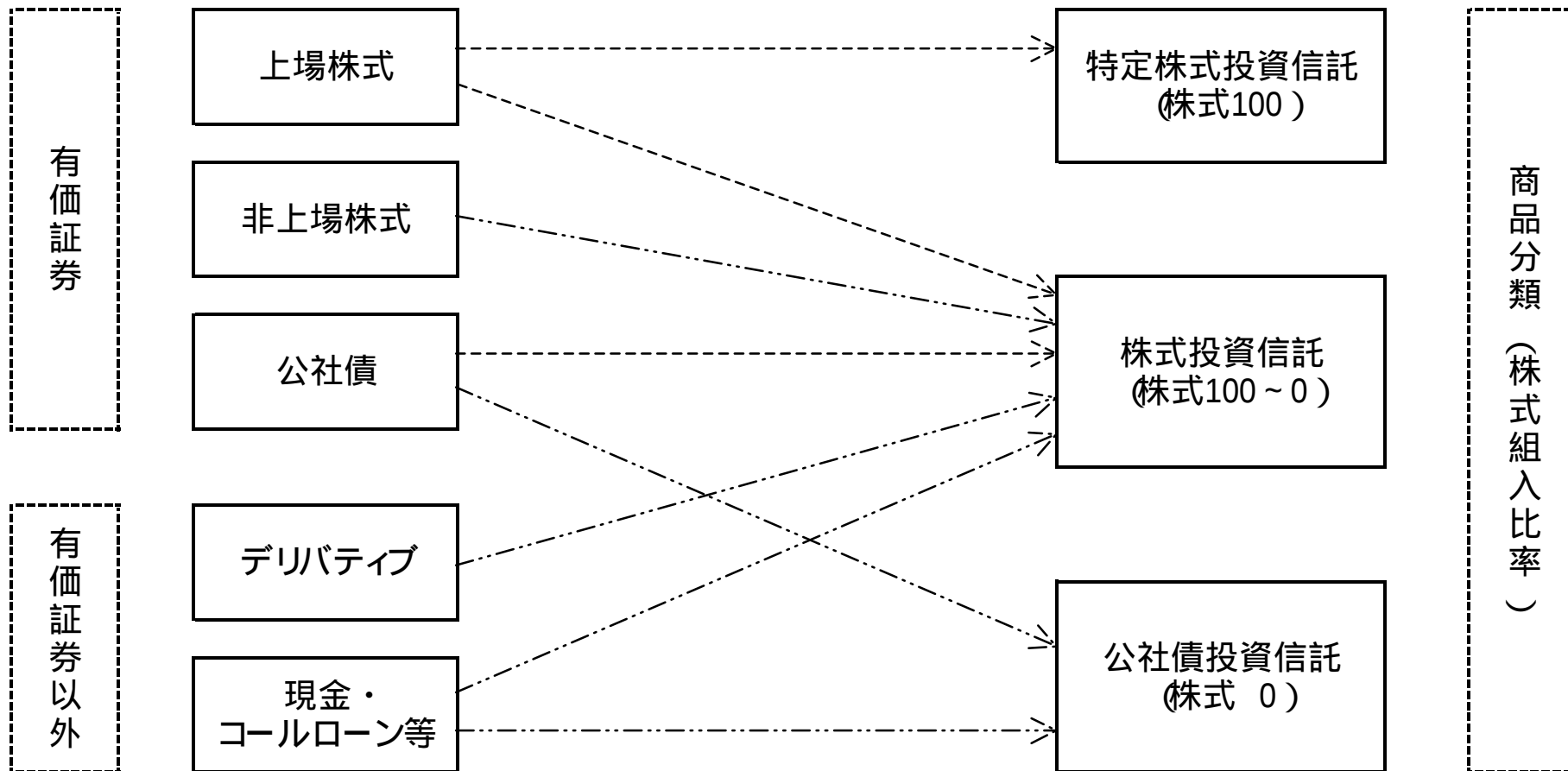
○ 利子所得と配当所得の比較

	利 子 所 得	配 当 所 得
定義	・ 利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいう(所法23)。 〔 預貯金の利子以外のものは、法律的性質においては預貯金の利子と異なるが、公社債等への投資も貯蓄の一形態であり、またこれらの利子や収益の分配も定期的に定率で多数の者に同一条件で支払われる点で実質的に預貯金の利子と異ならないため、利子所得として分類されている。 〕	・ 配当所得とは、法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、基金利息並びに投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び特定目的信託の収益の分配に係る所得をいう(所法24)。 〔 これらは、いずれも法人の利益の処分の性質をもっており、同一の取扱をするのが妥当であるため、同一種類の所得とされている。 〕
所得金額	・ 利子所得の金額は、その年中の利子等の収入金額。経費の控除は認められていない。	・ 配当所得の金額は、その年中の配当等の収入金額。他から資金を借り受けて投資や出資を行うことが少ないため、株式その他配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子の控除が認められている。
課税方法	・ 20%の源泉分離課税。 〔 このような(一律源泉分離課税)制度がとられているのは、利子所得の発生の大量性、ならびに元本たる金融商品の多様性および浮動性にかんがみると、簡素で中立的な制度が好ましい、という理由による。 〕	・ 総合課税。 ・ 1銘柄年50万円未満等は、35%源泉分離選択可。 (個人住民税総合課税) ・ 1銘柄年10万円以下等は、申告不要。 (個人住民税非課税) ・ 配当控除制度あり。

(注)「租税法」(金子宏)より作成

○ 証券投資信託の種類





○ 証券投資信託の課税関係

				収 益 分 配 金		譲 渡 損 益	
				所得分類	課 税 方 式		
公 社 債				利子所得	源 泉 分 離 課 税		○ 譲渡益は非課税 ○ 譲渡損はないものとみなす
証 券 投 資 信 託	公社債投資信託		公社債等 (株式ゼロ)				
	株 式 投 資 信 託	公募 (50人以上)	公社債 ・ 株式等				
		私募 (平成10年創設)					
		特定株式投資信託 (平成7年創設)	株式のみ (上 場)				
株 式				配当所得	総 合 課 税	配当控除 原則1/2適用	譲 渡 益 課 税
						配当控除 全額適用	
						配当控除	

○ 株式投資信託 (公募型) に対する課税

株式投資信託の収益分配金は配当所得に分類されており、本来、総合課税の対象となるものであるが、公募型については

- ・ 「預貯金類似の貯蓄性」を有するものとされたこと
- ・ 「利子並課税」の採用について、強い要望があったこと 等

から、昭和39年以降、源泉分離課税方式など「利子並」課税が採用されてきている。

() なお、昭和33年改正以前は、解約・償還時の収益の分配の際、収益分配金の源泉をその発生源にまで遡って、利子、配当、有価証券の譲渡益等に区分し、それぞれ別個の課税を行っていた。

〔 受益証券の譲渡時の課税については、公社債等に対する課税と同様、譲渡益は非課税とし、譲渡損はないものとされている。 〕

○ 株式投資信託 (公募型) に対する課税の経緯

	期中収益分配 (注1)	解約・償還時の収益		譲渡による収益
		収益分配部分 (解約・償還価額 - 元本)	元本との差額部分 (元本 - 取得価額) (注3)	
昭和28年8月～	配当課税	株式譲渡益→譲渡所得・非課税 株式配当金→配当所得・総合課税 利子→利子所得・源泉分離課税 (注2)	・超過額は非課税 ・不足額はないものとみなす	・譲渡益は非課税 ・譲渡損はないものとみなす (注4)
昭和33年4月～		配当課税		
昭和39年4月～	利子並み課税	利子並み課税		

(注1) オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち元本の払戻相当額分については、昭和32年より非課税とされている。

(注2) 昭和28年～33年においては、解約・償還時の収益の分配に対する課税は、その収益の源泉の所得の区分に応じてなされていた。

(注3) 平成12年4月に収益分配ルールとして個別元本方式を採用してからは、一般的に元本と取得価額は一致しており、その差額部分は生じない。

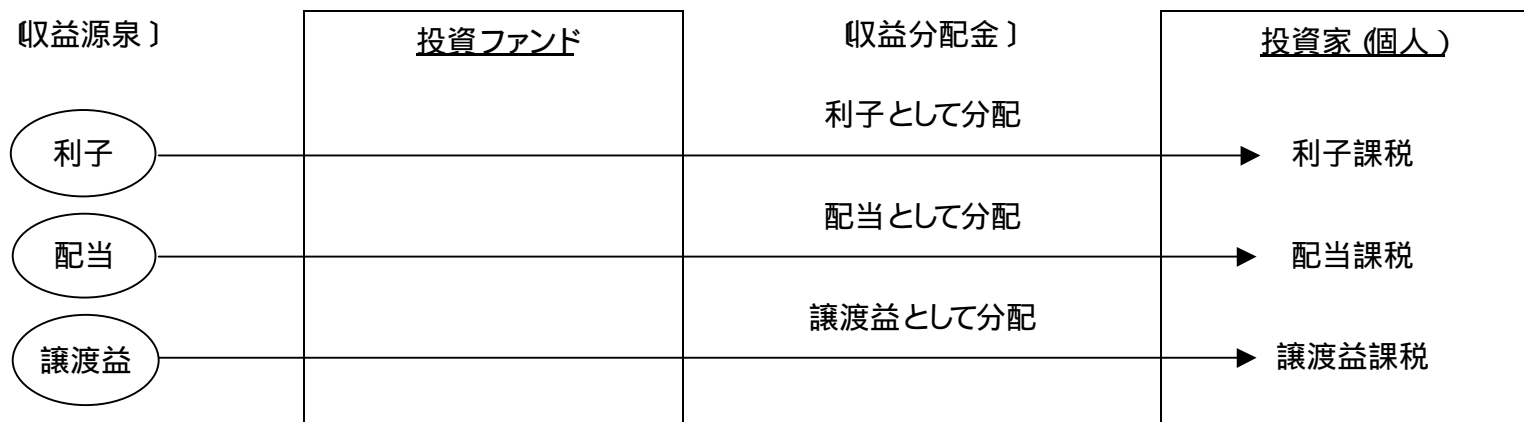
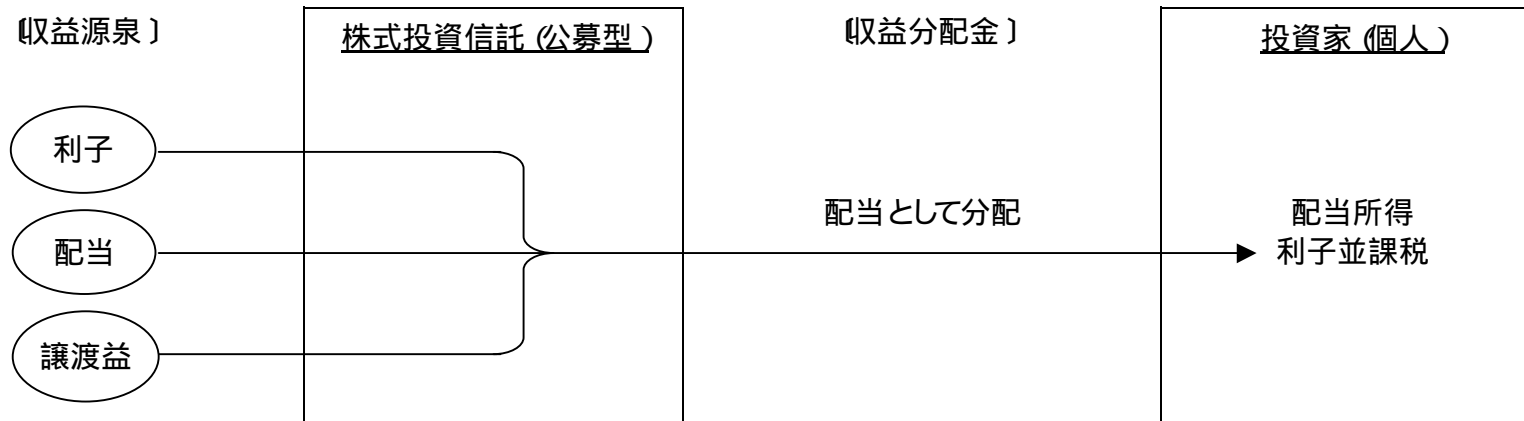
(注4) 昭和28年～63年は、株式、公社債等の有価証券の譲渡益は原則非課税。

○

主要国の投資ファンドの収益分配金課税の概要

	アメリカ	イギリス		フランス	ドイツ
投資ファンドの種類	適格投資会社	適格ユニット信託	適格投資信託	FCP (共同投資ファンド) SICAV (可変資本投資会社)	投資会社
	オープン/クローズド・エンド	オープン・エンド	クローズド・エンド	オープン・エンド	オープン・エンド
	契約型/会社型	契約型	会社型	契約型/会社型	契約型
課税の概要	収益源泉別に課税	利子課税又は配当課税	配当課税	収益源泉別に課税	収益源泉別に課税

概 念 図



○ 株式投資信託 (私募型)に対する課税

特定又は少数の者を対象とし、「預貯金類似」の公募型とは異なる商品性を有する

〔収益の分配〕

- ・ 収益の分配については、配当課税 (総合課税) の対象とする

〔解約・償還による収益〕

- ・ 解約・償還による収入のうち、元本を超える収益分配部分は配当課税 (総合課税) の対象とする。元本に達するまでの金額については、株式等に係る譲渡収入とみなす。

〔譲渡による収益〕

- ・ 受益証券の譲渡による収益については、株式譲渡益課税 (申告分離課税) の対象とする

○ 特定株式投資信託に対する課税

株式のみで組成されていること、上場して流通すること (注) 等を踏まえて、「(上場) 株式並み」の課税とされている。

〔収益の分配〕

- ・ 収益の分配については、配当課税 (総合課税) の対象とする

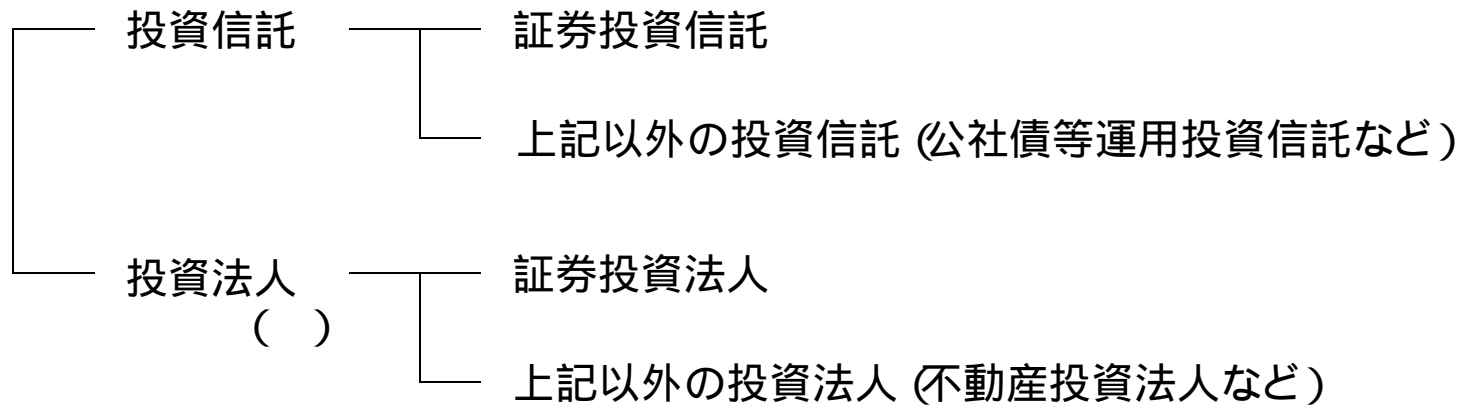
〔譲渡による収益〕

- ・ 受益証券の譲渡による収益については、株式譲渡益課税 (申告分離課税又は源泉分離課税の選択) の対象とする

(注) 商品設計上、解約ができない。

○ 投資信託及び投資法人制度

- 昭和26年 6月 証券投資信託の創設 (証券投資信託法)
- 平成10年12月 証券投資法人制度の創設 (証券投資信託及び証券投資法人に関する法律)
- 平成12年11月 投資信託及び投資法人制度の創設 (投資信託及び投資法人に関する法律)



() 投資法人とは、資産を主として特定資産 (有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるもの) に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう (投資信託及び投資法人に関する法律 2条19項)

○ 特定目的会社等に対する課税の概要

			法 人 税	
資産流動化型	特定目的会社 (SPC)	資産流動化法の規定に基づき設立された社団(資産の流動化に関する法律)	課 税	90%超配当等一定の要件(※)を満たすものは支払配当損金算入
	特定目的信託 (SPT)	資産流動化法の定めるところにより設定された信託であって、資産の流動化を行うことを目的とし、かつ、信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とするもの(資産の流動化に関する法律)		
資産運用型	投 資 法 人	資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団(投資信託及び投資法人に関する法律)	私募投資信託等は課税 公募かつ国内募集の投資信託は非課税	
	投資信託 (証券投資信託を除く)	信託財産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とする信託であって、投資信託法に基づき設定させるもの(投資信託及び投資法人に関する法律)		
	証券投資信託	投資信託財産の総額の1/2を超える額を、有価証券に対する投資として運用することを目的とするもの(投資信託及び投資法人に関する法律)	非 課 税	

(※)「一定の要件」とは、①配当額が配当可能所得の90%を超えていること、②その発行をした資産対応証券に係る募集が主として国内において行われるものであること、③同族会社等に該当していないこと等。

○ 株式投資信託と貯蓄優遇

- ・ 「利子並課税」が適用される「預貯金類似の貯蓄性」を捉えて、株式投資信託（公募型）は、銀行預金等を対象とするマル優（少額貯蓄非課税制度）の適用対象とされている。

老人マル優制度の対象

利子又は収益の分配につき非課税扱いを受けようとする預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券（公社債及び投資信託又は特定目的信託のうち、政令で定めるもの（ ）に限る。）

（所得税法10条）

（ ）投資信託のうち、政令で定めるものの一つとして

公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募により行われたものの受益証券